

長野県地方税滞納整理機構職員のサービスの宣誓に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定により、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(別記様式) (第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、長野県地方税滞納整理機構の職員として地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩